

パーキング・メーター

パーキング・チケット

# 利用ガイド



パーキング・メーター



パーキング・チケット発給機



パーキング・チケット発給設備



駐車枠



規制標識



案内板

## ● 正しく使って正しい駐車

パーキング・メーター、パーキング・チケットは、道路上における駐車車両の整序化を図り、短時間に限った駐車を認める、道路交通法に基づいた交通規制です。趣旨を正しくご理解のうえ、正しい利用をお願いします。

## その駐車 人街 道路が泣いてます

警視庁 交通部 駐車対策課

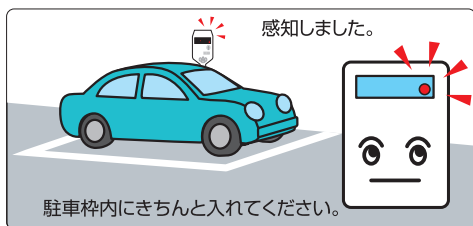
# パーキング・メーター

## パーキング・メーター利用に当たって守っていただくこと

- 「駐車枠」からはみ出さない。
- 表示が「0」分であることを確認する。
- はじめに手数料300円(200円)を入れる。
- 制限時間を守る。最長60分(40分)。

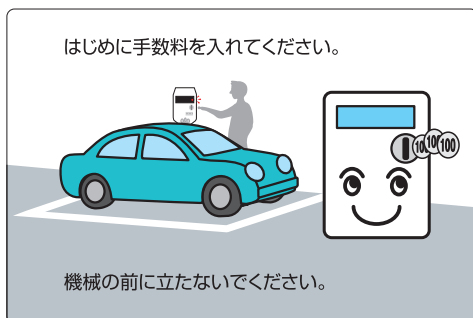
### 正しい利用方法

#### 1 正しい位置に駐車してください



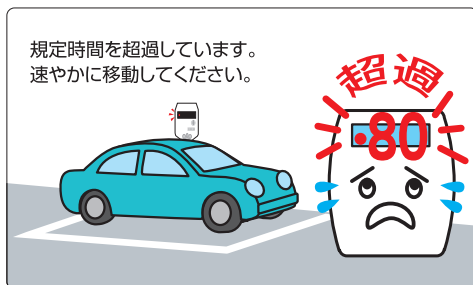
駐車枠内に収まるように正しく止め、パーキング・メーターが感知したことを確認してください。利用する際には、メーターの表示が「0」分であることを確認してください。

#### 2 車を駐車枠内に停めたら、はじめに手数料を入れてください



手数料は最初に入れてください。後払いではありません。手数料を入れないと**駐車違反**となります。100円硬貨に限り使用できます。領収書が必要な場合は、手数料投入後**2分以内**に領収書発行ボタンを押してください。

#### 3 駐車時間を守ってください



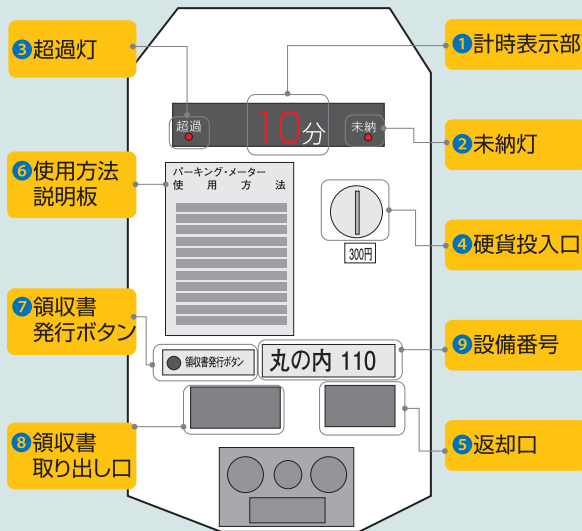
決められた「制限時間」を超えて駐車することはできません。手数料を入れても、決められた制限時間を超えた場合は、**駐車違反**となります。

#### ! ゆずったり、たたいたりしないでください



精密な機械が入っているため、誤作動を起こす原因になります。

### パーキング・メーター



- 1 駐車を感知してから現在までの経過時間が表示されます。決められた時間を過ぎると**駐車違反**となります。
- 2 駐車を感知すると、手数料を投入するまでの間点灯します。規定の手数料を入れた後、未納灯が消え、正常に作動していることを確認してから、車から離れてください。
- 3 決められた時間が過ぎると点灯します。速やかにその場から移動してください。
- 4 手数料を入れるところです。100円硬貨のみ使用できます。
- 5 100円以外の硬貨、または変形等の硬貨が投入された場合、ここから返却されます。
- 6 利用方法、運用時間、制限時間、手数料等が書かれています。**必ず確認してください。**
- 7 領収書が必要な場合は、手数料を投入してから**2分以内**にこの ボタンを押してください。
- 8 領収書は取り出し口に出ます。
- 9 パーキング・メーターの設備番号です。番号は「警察署名」と「数字」で一組となっています。

#### 領収書



不具合等で連絡の際、この設備番号をお知らせください

# パーキング・チケット

## パーキング・チケット利用に当たって守っていただくこと

- 「駐車枠」からはみ出さない。
- 駐車したらチケットを購入する。
- チケットをフロントガラスの内側から貼り付ける。
- 制限時間を守る。最長60分(40分)。

### 正しい利用方法

#### 1 正しい位置に駐車してください



駐車枠内にきちんと入れてください。

駐車枠内に収まるように、正しく停めてください。

#### 2 最初にチケットの発給を受けてください



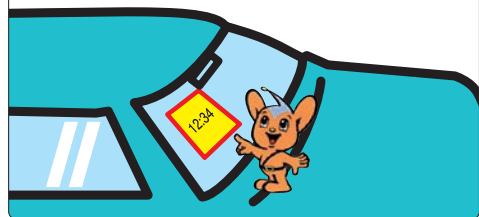
発給機は、このような案内板の下に設置されています。

100円硬貨、500円硬貨、千円札が利用できます。

領収書はチケットと一体になっています。

#### 3 チケットを掲示してください

内側から見やすいところに貼ってください。

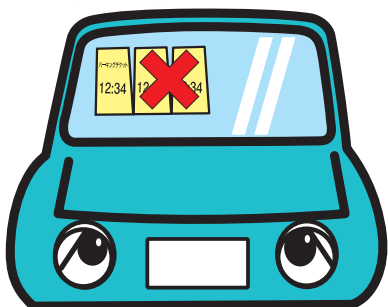


車内のフロントガラスなど、見やすい箇所に、内側から掲示してください。掲示しないと**駐車違反**となります。

チケットの切り取り線から下は領収書です。

#### ！ 駐車時間を守ってください

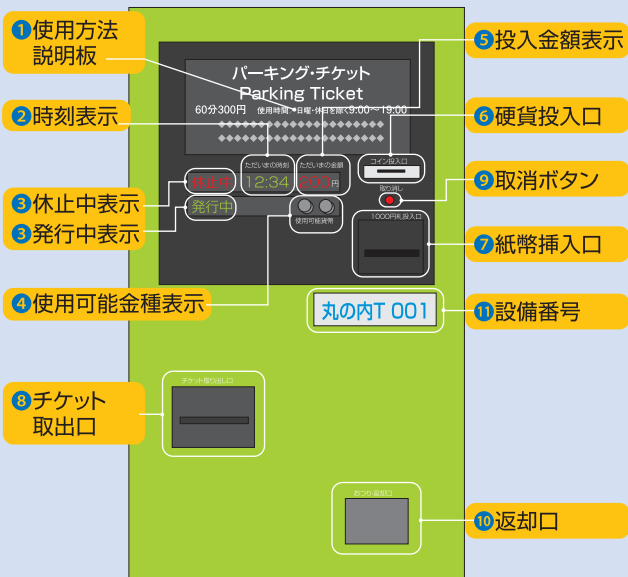
有効なのは最初の1枚だけです。



チケットの発給を受けて掲示していても、チケットに記載された「終了時刻」を過ぎて駐車していると**駐車違反**となります。

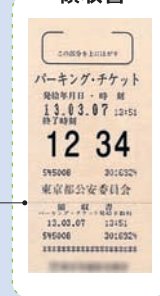
複数のチケットの発給を受けて掲示していても、有効なチケットは最初に購入したチケットに記載された「終了時刻」までです。

### パーキング・チケット発給機



- 1 利用方法等が書かれています。
- 2 現在時刻が表示されています。
- 3 休止中／発行中の別が表示されています。休止中の場合はほかの発給機を利用してください。
- 4 使用できる金種が点灯表示されています。
- 5 投入された金額が表示されています。
- 6 硬貨を投入するところです。
- 7 紙幣の投入口です。千円札が使用できます。
- 8 チケットが出てくるところです。領収書はチケットと一体になっています。
- 9 操作を取り消す場合に押しと返却口へ硬貨が返却されます。
- 10 つり銭または、操作を取り消したときの硬貨が返却されるところです。
- 11 設備番号です。番号は「警察署名」と「数字」で一組となっています。(一部、付加情報も記載されていることがあります)

#### 領収書



切り取り線から下は領収書です

不具合等で連絡の際、この設備番号をお知らせください

## 「貨物車用」パーキング・メーター、パーキング・チケット枠

一般の車両は、できるだけ他のパーキング・メーター等を利用していただくよう、御協力をお願いします。



## 交通規制を確認しましょう

利用時間等は、規制標識に示されております。

- パーキング・メーターやパーキング・チケットは、「時間制限駐車区間」という交通規制です。場所によって規制の内容は異なります。
- 利用の際には、規制標識などによって規制内容を必ず確認しましょう。

利用できる時間帯  
「9時から19時まで」  
を示しています。

補助標識  
「日曜と祝日」  
「1月1日～1月3日」  
は利用できないことを示しています。



日曜・休日を除く  
1月1日～3日を除く

駐車できる制限時間  
「60分まで」駐車できることを示しています。

## 駐車の方法

### ■ 駐車枠内に正しく駐車してください

駐車枠内に正しく停めないで、**駐車違反**となります。



正しい駐車例	枠からはみださないでください。	枠の向きに従ってまっすぐ停めてください。	枠の中に停めてください。	他の利用者に迷惑をかけないように、枠内に正しく停めてください。

# Questionよくある質問と回答Answer

## Q パーキング・メーター、パーキング・チケットってなんですか？

A パーキング・メーター、パーキングチケットは、短時間駐車的需求に対応するため、道路状況、交通への影響や支障などを勘案して、駐車枠で指定した場所・方法に限り短時間駐車を認めるというものです。ただし、駐車枠をはみ出して駐車した場合には、駐車違反になることがありますので、駐車枠内に収まるように駐車してください。

## Q なぜ60分(または40分)と決まっているのですか？

A 「時間制限駐車区間」とは、より多くの方が公平に利用できるようにするため、駐車できる時間は60分(または40分)に制限しています。

## Q 1時間で終わらない用事があるときは、料金を2回分払って2時間止められますか？貸し切りにしてもらうことはできますか？

A できるだけ多くの方が公平に利用できるよう一回当たりの駐車時間を制限していますので、貸し切りはできません。  
時間を超えての駐車が必要な場合は、路外の一般駐車場を御利用ください。  
※制限時間を超えての駐車は違反になります。

## Q パーキング・メーターに入れるお金は、駐車場料金とは違うのですか？

A 駐車場料金ではありません。  
パーキング・メーター等の維持管理に必要な費用を、利用される方から「手数料」として納めていただくものです。

## Q 日曜日や休日に利用できる場所と利用できないところがあるのはなぜですか？

A 平日と同様に短時間の路上駐車のある場所については、日曜日や休日にも利用できるようにしています。

## Q パーキング・メーター等が動いていない時間には駐車できますか？

A 駐車できる場所と駐車できない場所がありますので、駐車禁止標識の有無や道路標示を確認してください。  
例えば、「時間制限駐車区間」の標識のほかに、「駐車禁止」の標識が併設されている場合は、その時間帯について駐車することはできません。

## Q 「貨物車用」、「荷捌き用」と書かれているものは何ですか？

A 貨物車や、やむをえず道路上で荷捌き(にさばき)等を行う必要のある車両のために設置されているもので、一般の車両についてはできるだけ他の場所を利用してください。

## Q パーキング・メーターの動作がおかしいなと思ったときは？

A 動作がおかしい(メーターが動いていない。メーターが「0」になっていないなど)場合は、利用しないで他のパーキング・メーターを利用するようにしてください。  
パーキング・メーターの故障や破損は、下記の問い合わせ先に御連絡ください。

### お問い合わせ

- 機器が故障していると思われる場合や、誤って機器に車を衝突させてしまった場合などの連絡先

機器に表示されている「故障の場合の連絡先」へお願いします。



# パーキング・メーター等の設置場所

「警視庁ホームページ」からパーキング・メーター等の設置場所が分かります。

パーキング・メーター、パーキング・チケットが設置されている場所（路線）や荷捌き等の利用のために設置された「貨物車用」のパーキング・メーター等の場所が「警視庁ホームページ」

(<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kotu/pking/tizu.htm>)

からわかります。ご利用ください。

## 操作方法

警視庁  
ホームページ

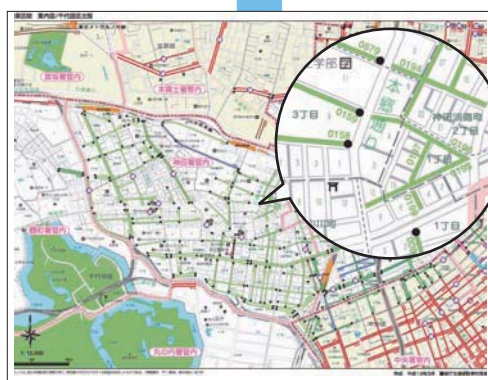


交通安全



■ 事故・渋滞の原因をなくせ

- パーキング・メーター
- パーキング・チケット
- 貨物車用パーキング・メーター等
- 時間制限駐車区間案内地図 ←ここをクリックする
- パーキング・メーター等に関するFAQ



## その他のお問い合わせ先など

パーキング・メーター、パーキング・チケットの設置、撤去、休止についてのお問い合わせは、パーキング・メーター等を設置、管理している警察署の交通課交通規制係または、警視庁交通部駐車対策課へお願いします。

**電話 03-3581-4321 内線 7851-5184~5185**

(8:30~17:15 土曜・日曜・休日を除く)

「撤去」、「休止」の場合、作成していただく書類は、パーキング・メーター等を設置、管理している警察署に備え付けてあります。